

令和6年

第1回通常総会会議録

開催日：令和6年2月22日（木）

会場：マリnpレスかごしま「マリnpホール」

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

議 長
(枕崎市長)

前田祝成 

議 員
(大和村長)

伊集院幼 

議 員
(龍郷町長)

竹田泰典 

1. 開催日時

令和6年2月22日 午後1時30分～2時39分

2. 開催場所

マリnpレスかごしま（マリnホール）

3. 出席者・議長等

総会議員定数 : 46人
出席者数 : 31人（内訳：本人出席7人、代理出席24人）
議長 : 前田祝成（理事長）
議事録署名者 : 前田祝成議長（枕崎市長）、伊集院幼議員（大和村長）、竹田泰典議員（龍郷町長）

4. 議 事

【報告事項】

- 報告 第1号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）について
- 〃 第2号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3回）について
- 〃 第3号 弾力条項（令和5年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について
- 〃 第4号 弾力条項（令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について
- 〃 第5号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について

【議決事項】

- 議案 第1号 特定健診等データ管理システム開発負担金規則の制定について
- 〃 第2号 手数料規程の一部改正について
- 〃 第3号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について
- 〃 第4号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（4回）について
- 〃 第5号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（5回）について
- 〃 第6号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3回）について
- 〃 第7号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2回）について
- 〃 第8号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について
- 〃 第9号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2回）について
- 〃 第10号 財産の処分（令和5年度）について

- 〃 第11号 令和6年度事業計画（案）について
- 〃 第12号 一時借入金について
- 〃 第13号 令和6年度一般会計歳入歳出予算について
- 〃 第14号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第15号 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第16号 令和6年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第17号 令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第18号 令和6年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第19号 令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第20号 財産の処分（令和6年度）について

5. 議事の経過の要領及びその結果

（１） 開 会

○若宮総務課長補佐 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、進行を務めます総務課の若宮でございます。よろしくお願いいたします。

本総会は、総会議員定数46人でございます。ただいまの出席者数につきましては31人でございます。

定数の半分以上が出席しておりますので、本総会は成立しておりますことをここに御報告いたします。

それでは、ただいまから、令和6年第1回通常総会を開会いたします。

（２） 理事長挨拶

○若宮総務課長補佐 初めに、開会に当たりまして、前田理事長が御挨拶申し上げます。

[理事長前田祝成君登壇]

○前田理事長 皆様、こんにちは。理事長を拝命しております枕崎市長の前田でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

皆様方には、かねてから本会の事業運営につきまして格別な御理解、御支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

今年は元日から能登半島で大きな地震がございました。多くの方々が命を落とされております。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、今なお不自由な避難生活を強いられてい

る皆様をはじめ、全ての被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い被災地の復興をお祈りいたします。

さて、昨年12月に今の健康保険証を今年の12月2日から廃止することが閣議決定されました。また、同じく、昨年12月に行われた社会保障審議会医療保険部会では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の利用促進について議論がされております。国民健康保険におきましては、保険者努力支援制度でデジタル技術を活用した生活習慣病の発症・重症化予防に関する保健事業を評価していく方針が明らかにされており、マイナ保険証の利用でメリットを生み出すデジタル技術の活用はこれから一層求められていくようでございます。

また、県におきましては、県内の市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう方向性・方針を取りまとめ、3月に策定予定の県の次期国保運営方針素案の県国保運営協議会やパブリックコメントでの意見について、国保運営連携会議の下部3部会で協議されるなど、次期方針の策定・公表に向けた協議が大詰めを迎えているようでございます。

国保をはじめ社会保障を取り巻く状況は大きく変化しており、デジタル化の基盤となる取組、さらに、医療・介護分野におけるDX等が強力に推進される中、国や県の動向を踏まえながら、保健事業の充実や医療費等の適正化など、保険者を取り巻く状況やその変化に応じたニーズに沿った支援に努めてまいります。

また、本会の負担金・手数料の見直しにつきましては、国保中央会への負担金などが示された一部の手数料等について、業務研究委員会で保険者の国保主管課長の協力もいただきながら協議したところでございます。これにつきましては、本日の総会において提案させていただくこととなっております。

本会におきましては、6年度からの新たな経営計画として、業務研究委員会の保険者等の意見を踏まえ、第4期中期経営計画案を作成し、去る今月7日の理事会で承認したところでございます。この後、事務局からその概要について説明があろうかと思いますが、6年度から6年間の計画となっており、これに沿って事業を実施していくこととなっております。

本日は、専決処分させていただいた件についての報告、規程等の改正、令和5年度予算補正、令和6年度の事業計画案並びに予算案等について提案させていただくこととしております。

皆様に御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

(3) 前回の総会以降の主な出来事等について

○若宮総務課長補佐 それでは、ここで、議事に入ります前に、前回の総会以降の主な出来事等について、塩田常務理事より御説明申し上げます。

○塩田常務理事 お疲れさまでございます。常務理事の塩田でございます。

附議事項の協議に入ります前に、私から、前回の総会以降の主な出来事等につきまして、お手元のA4判横長の資料によりまして概要を御説明いたします。

1 ページ目をお開きください。

まず、I 情報セキュリティインシデントについてであります。

昨年11月、市町村担当職員等を対象に、医療費適正化支援のためのウェブ研修会を実施した際、本会作成の研修資料の中に、本会で事前検証のために使用した健診受診者の氏名、住所、健診データ等の要配慮個人情報データを完全に削除せず、情報が残っている状態のまま各保険者へ資料提供したことによる情報漏えい事故が発生いたしました。鹿児島市をはじめ各保険者、関係の皆様に変な御迷惑、御心配をおかけしましたことをこの場をお借りしまして、改めておわびいたします。

5の再発防止策にありますとおり、複数職員によるダブルチェックはもちろんのことで、2つ目のポツ、データ内に個人情報が残存していないか機械的にチェックするツールも導入し、併せて送信までの作業手順をチェックシートで確認するといった再発防止策を講じたところであり、その旨ホームページのほうにも掲載いたしました。情報漏えいの対象となった2万6,000人余りの方々へは、記載はございませんが、12月中におわび状を送付いたしまして多くのお叱り、不安の声をいただきました。個人情報の取扱いにつきましては、職員への指導徹底はもちろんのことですが、今後もあらゆるリスクを想定して、再発防止、信頼回復に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2ページを御覧ください。

11月1日に国保トップセミナーを開催し、県国保課の塩賀課長さんをはじめ3人の講師の方に御講演をいただきました。参加された首長さん方は、1つ目の国保中央会、原理事長さんによる講演では、「今後の国保運営の多くの情報を得ることができた」、「概論として、全体的、基本的な課題と国の対策は理解しやすかった」。2つ目の県の塩賀国保課長さんの講演では、「今後も十分な検討を行い、各自治体が納得できるような説明をお願

いたい」。3つ目の岡山県奈義町の奥町長さんの講演では、「取組のノウハウを参考にしたい」、「参考になった」、「再度細かく検証したいと思う」、「できるところから見習っていききたい」などの御意見、御感想をいただく一方で、1つ目の講演では、「時間が短い、もう少し時間が欲しかった」などの課題もいただき、次回開催では、いただいた御意見も参考にしてみたいと思いますので、引き続き、首長さんの皆様方の御参加をお願いいたします。

次に、3ページをお開きください。

昨年11月に東京で開催された国保制度改善強化全国大会には、本県から前田理事長をはじめ6名の首長さん等にも御参加いただき、国保の財政基盤強化のための公費投入を確実に実施することなど12項目を満場一致で決議、採択し、引き続き、国会議員等への要請活動を行ったところでございます。

来年度の本大会日程は11月15日金曜日を予定されておりますので、首長の皆様方にはぜひ来年度も御参加をお願いいたします。

4ページは決議文でございますので、後ほどお目通しください。

5ページをお開きください。

冒頭の前田理事長の御挨拶にもございましたが、第4期中期経営計画の策定についてでございます。

本会は、令和3年度から今年度までを計画期間とする第3期中期経営計画に基づき掲げております「10年後の将来像の実現」に向けて4つの基本方針を柱に、各般の取組を進めてまいりました。

次期計画となる来年度からの第4期計画につきましては、後ほど事務局から概要を御説明いたしますが、6ページにあります。基本的には現行計画の内容を引き継いでおります。情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、計画期間につきましても3つ目の丸ですが、県国保運営方針などを本会事業運営にも関連する様々な他計画が来年からの6年間とされておりますことから、令和6年度から11年度の6年間としております。

なお、この第4期中期経営計画につきましては、先日の理事会で審議、議決をいただきましたので、来年度から同計画に基づき各般の取組を進めてまいります。

次に、7ページ、Vの令和5年度医療機関等物価高騰対策支援事業における追加支援の受託についてをお開きください。

物価高騰対策支援事業につきましては、各市町村においても実施されておりますので事

業の内容説明は割愛いたしますが、下の二重丸にあります、県・鹿児島市の要請に基づく対応に記載のとおり、5年度も県・鹿児島市の依頼を受け、昨年10月に医療機関、介護サービス提供事業者等に本会から給付金支払いを行いました。11月には国の補正予算成立を踏まえた追加支援として、引き続き両者からの依頼がございましたので、受託いたしております。受託に伴う本会補正予算につきましては専決処分とさせていただいておりますので、後ほど報告事項で御承認いただきたいと思います。

次に、8ページ、令和6年度の新規事業（案）についてです。

当初予算案とも関連します来年度の新規事業として、まず、1の重度心身障害者医療費助成事業につきましては、県の重度心身障害者医療費の助成金支払い方法が、償還払いから自動償還払い方式に変更されることに伴いまして、乳幼児医療費助成制度と同じスキームとなりますことから、乳幼児医療費助成事業の審査・集計等の業務を行っている本会が8月から同様に業務を取り扱うこととなります。手数料につきましては、後ほど議案第2号で御審議いただくこととしておりますが、連合会の規約改正、事務処理規則等の関係規程の整備につきましては、業務の詳細を関係機関に確認、調整の上、7月の理事会、総会で御協議いただく予定としております。

次に、10ページ、2の「国保ネットかごしま」の更改についてでございます。

国保ネットかごしまは、総合行政ネットワークLGWANを使用して、保険者と本会間でデータの送受信や電子帳票の公開を行うなど業務遂行に不可欠なシステムでございますが、今年11月に機器の保守期限を迎えます。本日協議いただく令和6年度当初予算案では、単純機器更改としての必要経費を計上しておりますが、現在、更改に当たって最も効果的・効率的な機器の構築方法として、丸の3つ目ですが、現行より費用削減が見込めるクラウド構成への変更を検討しているところでございます。LGWANをクラウド環境で利用するには、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の承認が必要となりますが、その承認が得られた場合は、クラウド環境での運用費用が単純機器更改の予算科目と異なりますので、必要な予算補正の措置を取らせていただきたいと思いますと考えております。

次に、11ページをお開きください。

先ほど国保制度改善強化全国大会の御報告をいたしました但、大会決議項目の1つ、ICT積立資産の上限引き上げについて、首長さん方から国会議員等にも要望いただいた結果、政府が閣議決定した令和6年度税制改正大綱に国保連合会の診療報酬審査支払業務など、国や地方公共団体などから委託を受けて行う請負業で、その委託が一定の要件に該当

するものを収益事業から除外し、法人税等の課税対象外とすることが明記されました。

2の制度内容の2つ目のポツでございますが、これまで国保連合会は、法人税法の別表第二に掲げる公益法人等に該当しまして、診療報酬の審査支払業務等は収益事業となり、実費弁償として認められる範囲を超える収入や積立ては課税対象とされております。

実際は、実費弁償を除く収益事業が黒字となった場合、翌年度に黒字相当分を手数料で相殺する形で保険者へお返しすることで非課税扱いとなっておりますが、一番下のポツのとおり、今般、国保連合会が行う業務の性質等に鑑みて、これまで請負業とされていた業務のうち、一定の要件を満たす業務を収益事業から除外するということになりました。今後、厚労省国保課と財務省が大綱に基づき、収益事業から除外される一定の要件や政令改正等について協議を行うと聞いているところでございます。

12ページの本会の負担金・手数料の見直しについてを御覧ください。

昨年10月に各圏域保険者代表の国保主管課長等で構成いたします業務研究委員会で協議いただいた本会の負担金・手数料の見直しについてです。

医療保険制度等の基盤となる各種システムにつきましては、国から求められているクラウド化を前提に開発経費の不足分は国庫補助で措置されましたが、保守・運用等に伴う経費につきましては、昨年7月に国保中央会から6年度以降の中央会負担金の見直しとして、各連合会に示されたところでございます。

1の国保総合システム関連負担金の改定ですが、国保総合システムは、国保中央会において、クラウド化や支払基金と受付領域を共同利用するためのシステム開発を行っておりますが、2つ目の丸のとおり、まずはクラウド化への確実な移行を優先し、クラウドサービスを十分に活用するなどシステムを最適化するまでには至っていないため、国保中央会におけるクラウドの保守・運用費は更改前よりも増加する見込みで、括弧内の金額が今回の中央会負担金の負担増となる額でございます。この令和6年、7年度の保守・運用費に係る本会、中央会負担金増加分への対応につきましては、4つ目の丸のとおり、本会積立金を財源に取り崩して対応し、保険者への費用負担は求めないこととしております。なお、一番下の丸ですが、今後としまして、システムのモダン化により、保守・運用費の縮減に向けた取組を行うこととしております。

次に、13ページをお開きください。

2の国保データベース（KDB）システム等負担金の改定についてです。

KDBシステムは、令和6年度の機器更改時にクラウド化すること。クラウド利用料等

に対しての国庫補助は措置されないこと。また、データベースの複雑性の解消を行うことなどに伴いまして、国保中央会から令和6年度、7年度の負担金額及び負担方法の見直しが示されており、本県の保健事業等保険者支援負担金（KDB分）は、令和6、7年度とも同額の1,165万3,881円との試算額が示されております。これに対応いたしますため、各保険者の皆さんに御負担をお願いすることとなりますが、下の表には現行と見直し案、見直し理由を記載してございます。データの容量による経費は被保険者数に応じた被保険者割、システムの構成による経費は平等割として算出するよう見直しを行うものでございます。

14ページ、3の特定健診等データ管理システム開発負担金の新設を御覧ください。

現在の特定健診等データ管理システムは、令和8年度にシステム更改を控えており、次期更改に向けたシステム開発等費用につきましては、費用規模が大きいことやクラウド化における費用負担の議論を踏まえまして、国保中央会においてシステム開発負担金の新設されることとなりました。本会の負担につきましては、2年間で3,230万円ほどになり、本会で有しております減価償却引当資産を取り崩しての財源対応をいたしますものの、なお不足する分につきましては、保険者からの負担を新たをお願いするものでございます。先ほどのKDBシステム等負担金と同様の考え方により平等割と特定健診対象者割で御負担いただきたいと考えております。

また、お手元には別に配布しておりますA3判横長1枚紙で、保険者別手数料・負担金見直しに係る試算額一覧と記載した資料で、保険者ごとに新たな御負担いただくおおよその額をお示ししておりますので、後ほどお目通しください。

ただいま御説明いたしました見直しにつきましては、昨年10月24日開催の国保後期高齢者主管課長会議で説明させていただき、各保険者におかれて、来年度当初予算への反映、計上をお願いしているものでございます。本日は、議案第1号と第3号として御審議いただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、15ページ、本会職員の定年延長に係る規程等の一部改正についてを御覧ください。

平均寿命の延伸、少子高齢化の進展等を踏まえ、今後も本会の円滑な業務運営を行うため、豊富な知識、技術、経験等を持つ職員を最大限活用し、組織全体の活力を維持する仕組みとしまして、県及び国に準じまして、本会職員の定年年齢60歳を経過措置を入れた上で65歳に引き上げることとし、併せて管理監督職の勤務上限年齢や定年前再任用短時間勤

務といった制度の導入を図りますほか、これらに伴います給与やサービスの取扱いなど、必要な整備を行うため、職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則など4本の関係規程の改正議案を先日、理事会で御審議いただき、原案どおり議決されましたので、御報告いたします。

駆け足でございますが、説明は以上でございます。

(4) 議長選任

○若宮総務課長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議長は、総会の都度、議員の中から互選することになっておりますが、どなたかお願いできますでしょうか。（「理事長にお願いいたします」と呼ぶ者あり）

理事長にこの声がありましたので、理事長に議長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○若宮総務課長補佐 ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、前田理事長に議長をお願いいたします。

前田理事長、議長席への御移動をお願いいたします。

[理事長前田祝成君議長席に着く]

○前田議長 ただいま議長に選任いただきましたので、議事の進行を務めさせていただきます。円滑な議事運営ができますよう、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日御提案いたしております報告事項及び議決事項につきましては、事前に理事等の国保主管課長で構成される幹事会で協議し、また、2月7日に開催いたしました理事会においてお諮りし、御審議いただいておりますことを申し添えておきます。

お手元に総会議案、A3判の総括表及び財務諸表をお配りしてございます。

本日の総会は、報告事項5件と議決事項20件で、議案書に沿って御審議いただきますが、報告事項並びに議決事項である令和5年度歳入歳出予算補正及び令和6年度歳入歳出予算については、A3判の総括表に基づき御説明申し上げ、御審議いただくという方法で議事を進めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(5) 議事録署名者指名

○前田議長 次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、大和村の伊集院村長様、そして、龍郷町の竹田町長様、お二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

(6) 議 事

報告事項

△報告第1号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）について

△報告第2号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3回）について

△報告第3号 弾力条項（令和5年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

△報告第4号 弾力条項（令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について

△報告第5号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について

○前田議長 それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、専決処分いたしました令和5年度予算補正と弾力条項の適用についてですので、報告第1号から第5号の5件を一括して審議することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、報告第1号令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）についてから、第5号令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）についてまでを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○南 介護保険課長 介護保険課長の南でございます。よろしくお願いいたします。

専決処分・弾力条項につきましては、A3判横の総括表で説明させていただきます。

表題に、令和6年第1回通常総会各会計報告事項（専決処分・弾力条項）総括表、右上に1/7ページと記載のある資料でございます。

報告第1号及び第2号につきましては、早急に補正の必要があったことから、専決処分させていただいたものでございます。

報告第1号は、令和5年度一般会計（2回）で、補正額191万6,000円の増額でございます。

主旨でございますが、国の「電力・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象期間延長に伴い、医療機関、介護施設等のエネルギー高騰分の一部に対する給付金の支払いに関する事務を引き続き県から受託したもので、歳入歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

報告第2号は、令和5年度診療報酬審査支払特別会計（3回）業務勘定で、補正額379万9,000円の増額でございます。

主旨でございますが、重度心身障害者医療費助成事業における自己負担分の支払い方法が令和6年7月から自動償還払いに変更になることに伴い、本会において審査・集計事務等を実施するためのシステム構築を行うもので、歳入歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

続きまして、弾力条項についてですが、総括表の中ほどの※印を御覧ください。

連合会規約第47条の2の規定に基づくもので、特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足が生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができるかと定めており、報告第3号と第4号に適用させていただきましたので、報告するものでございます。

報告第3号は、令和5年度診療報酬審査支払特別会計（4回）出産育児一時金等に関する支払勘定で、補正額1億987万8,000円の増額でございます。

報告第4号は、令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（2回）公費負担医療に関する支払勘定で、補正額1億6,201万9,000円の増額でございます。

主旨でございますが、報告第3号は、出産育児一時金の支給額が引き上げられたこと、報告第4号は、新型コロナウイルス感染症に係る医療費等が増加したことから、それぞれ保険医療機関等への支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

報告第5号は、令和5年度一般会計（3回）で、早急に補正の必要があったことから、

専決処分させていただいたもので、補正額32万4,000円の増額でございます。

主旨でございますが、報告第1号と同様の事業で、介護サービス事業所等のエネルギー高騰分の一部に対する給付金の支払いに関する事務を引き続き鹿児島市から受託したもので、歳入歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明につきまして、何か御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも報告どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、報告第1号から報告第5号は、いずれも報告どおり承認することといたします。

議決事項

△議案第1号 特定健診等データ管理システム開発負担金規則の制定について

△議案第2号 手数料規程の一部改正について

△議案第3号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について

○前田議長 次は、議決事項でございます。

議案第1号から議案第3号の3件は、規則等の改正でございますので、一括して審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○前田議長 御異議がないようですので、議案第1号特定健診等データ管理システム開発負担金規則の制定についてから、議案第3号保健事業保険者等支援事業規則の一部改正についてを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○山下保険者支援課長 保険者支援課長の山下でございます。よろしくをお願いいたします。

A4判横の議案書を御覧ください。

41ページをお開きください。

議案第1号は、特定健診等データ管理システム開発負担金規則の制定についてでございます。

提案理由でございますが、特定健診等データ管理システムの次期システム更改に係る令和6年度からの国保中央会負担金の新設に伴い、本会の負担金の新設及び必要な規則を制定しようとするものでございます。

43ページをお開きください。

項目といたしまして、第1条に趣旨、第2条に請求対象、第3条に費用の範囲、第4条に負担金の額を定め、44ページをお開きください。そのほか負担金の請求などを定めるものでございます。

附則、この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

45ページを御覧ください。

議案第2号は、手数料規程の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、令和5年6月から実施している柔道整復施術療養費二次点検及び患者調査業務の手数料について単価が決定したこと。特定健診受診率向上共同事業に係る印刷発送関連費用について、保険者の印刷発送物の種類に応じた手数料単価となるよう見直しを行うもの。

また、令和6年度から開始される重度心身障害者医療費助成事業における自己負担額の自動償還払いについて、審査・集計事務等を円滑かつ着実に実施するため、所要の改正をしようとするものでございます。

49ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

右が改正前で、左が改正後でございます。

柔道整復施術療養費二次点検及び患者調査業務の手数料及び重度心身障害者医療助成事業の単価が決定したことなどに伴い、アンダーラインの部分を改めるものでございます。

50ページをお開きください。

附則、この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第28号については、令和6年8月処理から適用するものでございます。

51ページをお開きください。

議案第3号は、保健事業保険者等支援事業規則の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、令和6年度からの国保中央会負担金の見直し及び国保データベース（KDB）システムの機器更改に伴い、本会の国保データベース（KDB）システム等負担金の見直しを行うことにより安定的な財政運営を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

54ページをお開きください。

国保中央会へ支払う保健事業等保険者支援負担金について、令和6年度から負担方法が変更することに伴い、本会負担金を見直すもの、またKDBシステムの本会運用経費等に係る負担金を見直すことに伴い、アンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明につきまして、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第1号から議案第3号まで、いずれも原案どおり決定することといたします。

△議案第4号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（4回）について

△議案第5号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（5回）について

△議案第6号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3回）について

△議案第7号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△議案第8号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△議案第9号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予

算補正（2回）について

△議案第10号 財産の処分（令和5年度）について

○前田議長 次の議案第4号から議案第10号までは、令和5年度予算補正及び財産の処分となりますので、一括審議としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、議案第4号令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（4回）から、議案第10号財産の処分（令和5年度）までの7件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○増崎審査管理課長 審査管理課長の増崎でございます。よろしくお願いします。

令和5年度予算補正につきましては、A3判横の資料、総括表で説明をさせていただきます。

A3サイズの資料です。右上に2/7ページと記載のあるページをお開きください。

令和5年度各会計歳入歳出予算補正総括表でございます。

議案第4号から議案第9号は、令和5年度の各会計の予算補正について承認を求めるものでございます。

一番上の議案第4号は一般会計、2番目の議案第5号から4/7ページ、第9号まで各特別会計の業務勘定、支払勘定でございます。

予算補正額、主旨、歳入の主な内容、歳出の主な内容につきましてはここにお示しのとおりで、令和5年度の実績や見込みに応じて歳入歳出を補正させていただくもので、国保総合システム、国保情報集約システム等に係る端末費用が国保中央会の一括調達により安価となったことや、各システムの改修に係る費用が入札等により安価となったことにより不用額が生じたこと、また職員の減員等により人権費等に不用額が見込まれることなどから資産管理運用規程に基づき積立てを行うため補正させていただくものでございます。

続きまして、議案第10号でございますが、A4判横の総会議案冊子のほうになります、そちらの121ページをお開きください。

議案第10号は、財産の処分（令和5年度）について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類、後期高齢者医療減価償却引当資産、障害者総合支援法減価償却引当資産について、それぞれの処分額を備考欄にお示しの理由で取り崩すものでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの議案第4号から議案第10号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも原案どおり決定することよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第4号から議案第10号は、原案どおり決定することといたします。

△議案第11号 令和6年度事業計画（案）について

○前田議長 次は、令和6年度予算関係になります。

議案第11号令和6年度事業計画（案）についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○川上事務局長 事務局長の川上でございます。よろしくお願いいたします。

123ページをお開きください。

議案第11号は、令和6年度事業計画（案）についてでございます。

125ページをお開きください。かいつまんで御説明申し上げます。

基本方針、まず1段落目は、国保、後期高齢者医療、介護保険、障害者総合支援事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展等に伴い厳しさを増していること。

2段落目、国においては、6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを決定しており、メリットを感じられる利用促進の取組を推進していること。

3段落目、このような状況の中、国保保険者については国保制度改革の深化に向けた取組が求められている。

4段落目、本会は保険者によって設立された団体であること、そしてその共同体としての役割と責任があることを認識し、保険者と共にこれらの状況の変化に的確に対応するため、現状や課題を共有しながら、専門的な知見やノウハウを活用し、保険者の財政や事務負担の軽減に資するよう、さらなる保険者支援に積極的に取り組む必要がある。

今後も引き続き状況の変化、保険者のニーズに対応した支援の積極的な展開を図るため、

効率的・効果的な事務事業やコスト削減を行うとともに、計画的で安定的な財政運営に努めるなど、次のページからお示しの方針に沿って本会の事業を実施していくこととする。

126ページをお開きください。

1つ目の丸、各種システムのクラウド化に伴う更改や保守運用等に伴う6年度・7年度の国保中央会負担金については、原則、本会で保有している積立資産で対応することとし、KDBシステム負担金及び特定健診等データ管理システム開発負担金など、一部のやむを得ない負担金については、保険者との事務的な協議を基に整理した見直し案により、6年度予算（案）として提案する。

第2、重点事項の審査支払関係につきましては、①審査基準の統一を図るため、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金と一体となった取組を推進し、統一されたコンピュータチェックの実装など審査の高度化・効率化に努めます。

127ページを御覧ください。

⑥令和7年5月にクラウド上に更改を予定しております介護保険及び障害者総合支援に関するシステムについては、外付けシステムなどの機器構築、移行テスト、標準システムの運用試験など、滞りなく実施できるよう関係機関と連携して取り組みます。

保険者支援関係につきましては、①保険者の第3期データヘルス計画に基づく事業を推進するため、KDBシステム等を活用したデータ抽出や分析に係るスキルアップを目的とした研修会を開催する。また、保健事業の効果分析については第三者による「保健事業・支援評価委員会」を活用し、効果的・効率的な事業展開につなげる支援を行います。

②後期高齢者医療や介護保険に関するデータ等を基に「保健事業支援・評価委員会」を活用し、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援を行います。

128ページをお開きください。

⑧県との連携により「ケアプランを点検するための手引書（簡易版）」に好事例等を追加し、保険者における介護保険のケアプラン点検を支援いたします。

保険者協議会につきましては、①県内医療保険者の医療費・特定健診データ分析により二次保健医療圏単位の地域的傾向を可視化し、各保険者と健康課題を共有することにより、さらなる保健事業の推進につなげてまいります。

129ページを御覧ください。

第3、実施事業の1、会務の運営においては、（2）個人情報の保護・情報セキュリティ対策としまして、医療データ等の情報資産を安全かつ適正に管理するため、情報セキュ

リティ対策を徹底するとともに、I S M S の適切な運用に取り組みます。

2、一般事業の（1）業務推進に関する事項につきましては、ア、職員能力向上研修等による人材育成から、ウの業務の高度化・効率化の推進及びR P Aシステムを活用した事業拡大を図ってまいります。

（2）育成指導に関する事項につきましては、国保・保健担当職員の業務推進に資するため、アの国保税（料）収納担当課長及び担当者研修会から、ページをおめくりいただきまして130ページ、カ、国保運営協議会会長及び国保主管課長合同研修会の開催までを実施してまいります。

（3）広報活動に関する事項につきましては、国民健康保険事業・介護保険事業等に係る情報を保険者等に広報し、アからエの事業の推進を図ります。

特にア、機関誌「国保かごしま」の作成につきましては、広報委員会での協議に基づき、年6回の隔月発行から年4回の季刊発行に見直すこととしております。

131ページの3、診療報酬審査支払事業につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る療養の給付について、診療報酬明細書の点検、公平・公正な審査及び請求支払いを行います。

ページおめくりいただきまして133ページを御覧ください。

4、介護保険事業につきましては、（1）介護給付費等の審査支払業務の推進から、135ページの（6）ケアプランデータ連携システムの利活用などを行ってまいります。

5、障害者総合支援事業につきましては、（1）障害介護給付費の審査支払業務等の運用から（3）障害福祉サービスデータベース連携のシステムの運用を行ってまいります。

6、保険者事務共同事業による保険者支援につきましては、（1）保険者事務電算共同処理事業に関する事項としまして、保険者及び後期高齢者医療広域連合に共通する事務を共同で一元的に処理し、経費の節減と事務処理の効率化を図るとともに、レセプトデータを蓄積し、医療費適正化及び保健事業に活用し保険者支援につなげるため、ページおめくりいただきまして、136ページのアから137ページのテまで様々な取組を進めてまいります。

（2）第三者行為求償事務共同事業に関する事項につきましては、交通事故、食中毒等の求償について、保険者事務の支援に努めるため、アからエの取組を行ってまいります。

（3）広報共同事業に関する事項のうち、ア、テレビ広報番組「国保でH O T情報」につきましては、広報共同事業負担金の減少に伴い、広報委員会の協議により年22回の放送から、月1回、年12回の放送に見直すこととしております。

138ページをお開きください。

7、保険者における保健事業等のための保険者支援につきましては、生活習慣病の発症及び重症化予防や介護予防の推進など、保険者等の健康づくりを支援するため、（1）医療費適正化に資するための支援においては、ア、ここにお示しの各種システムの操作に関する研修会や次のページのエ、データヘルス推進研修会の開催では、医療費等データの評価・分析に必要な基礎知識・能力の取得により、保険者自らがデータヘルス計画に係る分析やPDCAサイクルに沿った保健事業を展開できるよう、保健事業担当者を対象に支援を行ってまいります。

（2）保険者の特定健診・特定保健指導に関する支援につきましては、健診の受診率向上のための取組を行います。

140ページをお開きください。

8、その他の事業としまして、（1）国保診療施設への支援につきましては、国保診療施設協議会の事務局として国保直営診療施設の支援を、（2）の保険者協議会の県国保課との共同運営につきましては、イ、生活習慣病の発症・重症化予防のための医療費分析の実施、141ページを御覧いただきまして、オ、特定健診及び長寿健診の受診促進に係るテレビCM広報などを行います。

9、適正な予算編成及び執行につきましては、2行目の中ほどから財政運営を明確化した上でメリ張りのあるコスト配分に努めること。さらに、公認会計士による監査や内部監査を実施するとともに、ITコンサルタントの助言を得てシステム構築・設計の検証を行うなど、適正な執行に努めてまいります。

次に、142ページをお開きください。

令和6年度の予算額一覧でございます。

令和5年度の当初予算との比較をお示ししております。

表の一番下、令和6年度予算額の合計は7,148億931万4,000円で、当初予算の対前年度比は106.51%でございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの議案第11号令和6年度事業計画（案）について説明いただきました。何か御質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしい

でしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第11号は、原案どおり決定することといたします。

△議案第12号 一時借入金について

△議案第13号 令和6年度一般会計歳入歳出予算について

△議案第14号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について

△議案第15号 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について

△議案第16号 令和6年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について

△議案第17号 令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について

△議案第18号 令和6年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について

△議案案19号 令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について

△議案第20号 財産の処分（令和6年度）について

○前田議長 次に、議案第12号から議案第20号の9件は、令和6年度予算関係で関連がありますので、一括審議としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、議案第12号一時借入金についてから、議案第20号財産の処分（令和6年度）までの9件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○大村総務課長 総務課長兼会計課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

A4判総会議案書143ページをお開きください。

議案第12号は、一時借入金についてでございます。

令和6年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等

について承認を求めるものでございます。

主な借入れは診療報酬等の融資資金で、借入限度額は昨年と同額の20億円、借入先は鹿児島銀行、借入年利率は短期プライムレートの範囲内として、償還方法等は一括償還で、令和6年度の一般会計及び特別会計の歳入を充てるものでございます。

次に、令和6年度歳入歳出予算につきましては、A3判横の総括表で説明させていただきます。

A3判横の右上に5/7ページと記載のある令和6年度各会計歳入歳出予算総括表でございます。

議案第13号から議案第19号まで令和6年度の各会計歳入歳出予算を定めるものでございます。

議案第13号は、一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

令和6年度の予算額は8億7,731万円でございます。

議案第14号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

予算額は15億3,389万6,000円でございます。

議案第15号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

予算額は9億5,923万1,000円でございます。

議案第17号は、特定健康審査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

予算額は1億7,534万7,000円でございます。

6/7ページをお開きください。

議案第18号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

予算額は4億2,562万5,000円でございます。

議案第19号は、障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

予算額は1億3,195万3,000円でございます。

収入の主な増減理由の欄には、主な収入財源及び増減の要因を、支出の主な増減理由欄

には、主な支出項目及び増減の要因をそれぞれお示ししております。

7/7ページでございます。

次の予算総括表は、支払勘定でございます。

議案第14号から第19号まで各特別会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または公費実施主体である国、県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

また、中ほどの議案第16号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

令和6年度予算額、前年度比較の増減、事業内容及び前年度予算額との増減理由につきましては、お示しのとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、A4判縦の資料、中ほどに円グラフがある資料を御覧ください。

これは、令和6年度予算の中で一般会計・特別会計業務勘定の概要で、本会の運営経費につきまして規模感や構成割合をお示しするものでございます。

一般会計・特別会計業務勘定の予算総額が左上、41億336万2,000円、そのうち保険者等から受け入れた額をそのまま医療機関等へ支払うものがございますので、差し引きますと、実質の運営予算としましては28億3,209万4,000円でございます。

その内訳としまして、2段目の人件費やシステムに係る経費など大きく4つに分類したものでございます。下のグラフと表は事業費等をさらに分類したもので、歳入歳出においてそれぞれの構成割合をお示ししてございます。

令和6年度予算の状況ですが、令和6年度実質の運営費は、前年度当初予算と比べ1.6%、約4,600万円の増額となっております。

国保総合システムのクラウド化による経費の減少により、ICT積立資産の積立てが当初予算に計上できたことなどから、積立金支出金が約1.7億円増加となりましたが、クラウド化によりデータセンター使用料や減価償却費等の国保総合システムに関する経費が減少したこと、令和5年に機器更改が終了したことなどより約1.3億円減少となったものでございます。

また、お手元にA4判縦の右上に参考資料とあります財務諸表をお配りしてございます。本日は説明は省略させていただきますが、令和6年度収支予算書についてお示ししているものでございます。

各会計単式簿記での予算について説明をしまいましたが、厚生労働省の通知により参考資料として複式簿記での収支予算書をお配りしております。また、最後のページには簡略版もお示ししてございます。

続きまして、A4判横、総会議案書にお戻りいただきまして、267ページをお開きください。

議案第20号は、財産の処分（令和6年度）について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類、一般会計積立資産から、次の268ページ、障害者総合支援法ICT積立資産まで、お示しの処分額を備考欄に記載の理由でそれぞれ取り崩すものでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの議案第12号から議案第20号までの説明につきまして、何か御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第12号から議案第20号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

以上で、予定された附議事項について終了いたしました。

ここで、第4期中期経営計画について事務局より報告をお願いします。

○大村総務課長 鹿児島県国民健康保険団体連合会第4期中期経営計画について報告させていただきます。

配付しておりますA4判横、第4期中期経営計画の概要について及び別冊中期経営計画（第4期）を御準備ください。

概要にて報告させていただきます。

1ページをお開きください。

計画を策定する上で2行目になりますが、本会の持つリソースを適切に配合し事業を展開するとともに、価値ある情報発信が必要であること。

4行目になります。

本会職員の年齢構成において、40代の占める人数が多く偏りがありますが、スキルやノウハウを後進につなぐとともに、下から3行目の後半になります、さらなる保険者支援や今後のノウハウの積み上げにつなげていく必要があり、計画でビジョンを示すことにより目標を共有し、協働意思の向上により組織の成長・強化につなげていくことを計画の基本的な考え方としております。

1、本会が掲げるビジョンにつきましては、下から3行目になります、前回の第3期計画では「国保連合会の目指す10年後の将来像」を掲げており、第4期計画は前回計画の4年目から9年目に当たることから、その流れを踏襲しつつ「組織ビジョン」に加え新たに「職員ビジョン」として、課題と向き合い、相手の意見を尊重しつつ、解決に向けて議論し行動できる職員。心身の健康を保ちワークエンゲージメントを高め、最大限の実力を発揮できる職員を掲げ、職員が目指す方向を具現化しております。

4ページをお開きください。

次期計画の全体概要になります。

組織・職員をビジョンに掲げ、右側になりますが、(1) データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実、(2) 業務の高度化・効率化の推進、(3) あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化、3つの基本方針に基づき令和6年度から11年度までの6年間の計画として、それぞれの具体的取組と今回の計画の構成を記載しております。

5ページ、6ページにつきましては、現計画からの変更点として前回の計画からどのように変わるのかを記載しております。

以上の概要の内容を踏まえ、別冊中期経営計画（第4期）を策定したものでございます。以上でございます。

○前田議長 ありがとうございます。

そのほか、附議事項以外でも皆様方から何かございましたら、挙手にてお知らせください。

何かございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 以上をもちまして、全て終了いたします。

御協力ありがとうございました。

○若宮総務課長補佐 前田理事長、ありがとうございました。

(7) 閉 会

○若宮総務課長補佐 それでは、閉会に当たり、塩田常務理事より御挨拶いたします。

○塩田常務理事 本日提案をいたしました議案等につきましては、熱心に審議いただきまして、いずれも可決・承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

来年度も本日議決いただきました令和6年度事業計画に基づき、着実・円滑な事業の実施に努めてまいります。

実施に当たりましては、県や市町村、国保組合をはじめ、関係機関等との緊密な連携を図りながら、皆様方の負託に応えるべく、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、会員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を心から祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○若宮総務課長補佐 以上をもちまして、令和6年第1回通常総会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後2時39分閉会

令和6年 第1回 通常総会

令和6年2月22日(木)

	氏名	出席			欠席	備考 (代理出席 予定者)		氏名	出席			欠席	備考 (代理出席 予定者)		
		本人	代理	委任状					委任状	本人	代理			委任状	委任状
鹿児島市	下鶴 隆央				○		南種子町	小園 裕康					○		くらし保健課長 木田 美幸
鹿屋市	中西 茂		○			副市長 原口 学	三島村	大山 辰夫	○						
枕崎市	前田 祝成	○					十島村	肥後 正司		○					住民課長 安藤 巧
阿久根市	西平 良将				○		大和村	伊集院 幼	○						
奄美市	安田 壮平		○			市民環境部長 島袋 修	宇検村	元山 公知					○		
出水市	椎木 伸一		○			市民部長 溝口 雄二	瀬戸内町	鎌田 愛人		○					保健福祉課長 信島 浩司
伊佐市	橋本 欣也	○					龍郷町	竹田 泰典	○						
指宿市	打越 明司		○			国保介護課長 大牟禮 伸英	喜界町	隈崎 悦男		○					保健福祉課長 吉行 進
西之表市	八板 俊輔		○			健康保険課長 中里 千秋	徳之島町	高岡 秀規					○		
垂水市	尾脇 雅弥				○		天城町	森田 弘光		○					副町長 禰 清次郎
薩摩川内市	田中 良二		○			課長代理 森山 一美	伊仙町	大久保 明					○		
日置市	永山 由高				○		和泊町	前登 志朗					○		
曾於市	五位塚 剛		○			保健課長補佐 小迫 克実	知名町	今井 力夫		○					副町長 赤地 邦男
いちき串木野市	中屋 謙治		○			健康増進課長 猪俣 勝人	与論町	田畑 克夫					○		
南さつま市	本坊 輝雄		○			保健課長 山口 美幸	さつま町	上野 俊市		○					課長 甫立 光治
霧島市	中重 真一					本人出席 遅れて出席	湧水町	池上 滝一	○						
志布志市	下平 晴行				○		錦江町	新田 敏郎		○					健康保険課長 猪鹿倉 勝志
南九州市	塗木 弘幸		○			副市長 江平 恒博	南大隅町	石畑 博		○					副町長 竹野 洋一
始良市	湯元 敏浩				○		肝付町	永野 和行	○						
長島町	川添 健		○			町民保健課長 岩下 友成	屋久島町	荒木 耕治		○					健康長寿課長 塚田 賢次
大崎町	東 靖弘		○			課長補佐 中村 優作	医師国保 組	池田 琢哉					○		
東串良町	宮原 順				○		歯科医師 組	伊地知 博史					○		
中種子町	田淵川 寿広		○			副町長 阿世知 文秋	鹿児島県	塩田 康一		○					国民健康保険課長 塩賀 真由美
小計		2	13		7		小計		5	11		7			
							合計		7名	24名		14名			

※出席者 31名
(うち、委任状による出席 0名)